

令和3年6月11日

令和3年第2回登米市議会定例会
6月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

報告第8号	継続費繰越計算書について
報告第9号	繰越明許費繰越計算書について
報告第10号	事故繰越し繰越計算書について
報告第11号	令和2年度登米市水道事業会計予算の繰越計算書について
報告第12号	令和2年度登米市下水道事業会計予算の繰越計算書について
報告第13号	令和2年度登米市病院事業会計予算の繰越計算書について

本件は、令和2年度登米市一般会計予算における継続費年割額の逓次繰越し、令和2年度登米市一般会計予算における繰越明許費、令和2年度登米市一般会計予算における事故繰越し、令和2年度登米市水道事業会計予算における予算繰越し、令和2年度登米市下水道事業会計予算における予算繰越し、令和2年度登米市病院事業会計予算における予算繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項、第146条第2項及び第150条第3項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、それぞれ繰越計算書を調製したので、議会に報告するものであります。

報告第14号	登米市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について
--------	---------------------------------

本件は、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日から施行されたことに伴う、本条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。（新旧対照表7ページ）

報告第15号	損害賠償の額を定め和解することに関する専決処分の報告について
--------	--------------------------------

本件は、営造物の管理瑕疵等に係る損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第56号	令和3年度登米市一般会計補正予算(第5号)
議案第57号	令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

本案は、議案第56号令和3年度登米市一般会計補正予算(第5号)及び議案第57号令和3年度登米市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億6,324万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ443億3,432万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業6,337万円、ウィズコロナ対応環境構築支援事業8,041万円、ときめきプレミアム商品券事業2億1,791万円などを増額する一方、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、各種事業の中止による影響額などを減額して計上しております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金などの国庫支出金7,912万円、林道施設災害復旧事業費補助金などの県支出金1億6,158万円、災害復旧事業などにかかる市債3,800万円、財政調整基金などの繰入金2億7,855万円などを増額して計上しております。

また、債務負担行為補正として追加8件、地方債補正として追加2件、変更2件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳入で、国民健康保険税3,253万円の増額などを計上しております。

議案第58号	登米市基金条例の一部を改正する条例について
--------	-----------------------

本案は、登米市東日本大震災復興交付金基金の活用を終えたことに伴い、当該基金を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表26ページ)

議案第59号	登米市公民館条例の一部を改正する条例について
--------	------------------------

本案は、迫公民館集会室に空調設備を設置したことに伴い、冷房料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表28ページ）

議案第60号	登米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
--------	----------------------------

本案は、国民健康保険税の税率を見直し納税義務者の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表29ページ）

議案第61号	登米市南方定住促進センター条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------------

本案は、南方定住促進センターに空調設備を設置したことに伴い、冷房料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表32ページ）

議案第62号	登米市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
--------	--

本案は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）に規定された東日本大震災復興特別区域法の一部改正が令和3年4月1日から施行されたことに伴い、認定復興推進計画における特例措置の対象区域が見直されたことから、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表33ページ）

議案第63号	財産の取得について
--------	-----------

本案は、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年登米市条例第73号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号	市の境界変更について
議案第65号	市の境界変更に伴う財産処分に関する協議について

本案は、土地改良事業が施行された伊豆沼2工区地区において、登米市と栗原市の境界を整理後の区画に合わせて変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により宮城県知事へ申請するとともに、市の境界変更に伴い同条第5項の規定による、両市それぞれの財産処分に関する協議を行うため、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第66号	市道路線の認定、廃止について
--------	----------------

本案は、市道鴻ノ木・薬師島線の道路改良事業に伴い3路線を認定し、2路線の廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第67号	登米市辺地総合整備計画の策定及び変更について
--------	------------------------

本案は、令和3年1月に第二次登米市総合計画実施計画を見直したことに伴い、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により5辺地に係る総合整備計画を策定するとともに、同条第8項において準用する同条第1項の規定により1辺地に係る総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

報告第14号関係

登米市税条例 新旧対照表

第1条関係（登米市税条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第1条～第23条（略） （個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第34条の6（略） （寄付金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金若しくは公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により宮城県 of 許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額</p>	<p>第1条～第23条（略） （個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第34条の6（略） （寄付金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、市内に主たる事務所を有する法人に対する寄附金若しくは公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により宮城県の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出する金銭を支出した場合には、<u>同項</u>_____に規定するところにより控除すべき額</p>

(当該納税義務者が前年中に法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 (略)

第34条の8～第36条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経路すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払

(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 (略)

第34条の8～第36条の3 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経路すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項_____において同じ。）により提供することができる。

5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払

を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

第36条の4～第53条の7の2 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当

を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

第36条の4～第53条の7の2 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び_____第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当

等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第53条の10～第81条の3 (略)

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

等で既に支払がされたもの（次号及び次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

第53条の10～第81条の3 (略)

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項_____において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) (略)

第81条の5～第156条 (略)

附 則

第1条～第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第10条 (略)

(2) 法第451条第2項(同条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) (略)

第81条の5～第156条 (略)

附 則

第1条～第4条の2 (略)

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____

_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第10条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

- 3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 11 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2 (略)

- 3 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 4 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 5 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 11 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 12 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 13 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

15 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 (略)

17 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

18 (略)

第10条の3 (略)

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

16 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

18 (略)

19 (略)

第10条の3 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額

（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年

度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える

度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超える

ものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の2 （略）

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

ものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第12条の2 （略）

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

第14条～第14条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附

第14条～第14条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項_____において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附

則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

第15条の2の3～第15条の6 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、

則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項(同条第2項_____において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項_____において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3・4 (略)

第15条の2の3～第15条の6 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定_____を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車^が平成31年

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 (略)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に

字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 (略)

限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

第16条の3～第21条の2 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 (略)

第23条～第25条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 (略)

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

第16条の3～第21条の2 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第22条 (略)

2 法附則第56条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3・4 (略)

第23条～第25条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第26条 (略)

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

第2条関係（登米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第2条 登米市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第60項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第60項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」</p>	<p>第2条 登米市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「<u>第321条の8第52項</u>」に、「同条第42項」を「<u>同条第52項</u>」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」</p>

を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第十項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

（中略）

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第十項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に _____ 改める。

第52条第4項 _____

_____から第6項までを削る。

（中略）

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

議案第58号関係

登米市基金条例 新旧対照表

改正案			現行		
第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)			第1条・第2条 (略) (積立基金の設置等)		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(略)			(略)		
(16) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額	(16) 登米市東日本大震災復興交付金基金	東日本大震災復興交付金事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(17) 上杉文庫基金	上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の実を図る。	市長が定める額	(17) 登米市未来のまちづくり推進基金	協働によるまちづくりの推進に要する経費に充てる。	市長が定める額
(18) 登米市森林	森林経営管理法（平成30	市長が定める額	(18) 上杉文庫基金	上杉恭弘及び医療法人恭謹会からの篤志寄附を元に児童生徒の学習効果を高めるため、小学校及び中学校用図書の実を図る。	市長が定める額
			(19) 登米市森林	森林経営管理法（平成30	市長が定める額

環境整備基金	年法律第35号) に基づく森林の整備及びその促進を図る。		環境整備基金	年法律第35号) に基づく森林の整備及びその促進を図る。	
(19) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(20) 登米市新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応感染症対策農業支援資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(20) 登米市新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(21) 登米市新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応農林業災害対策資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(21) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(22) 登米市新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給基金	新型コロナウイルス感染症対応中小企業振興資金利子補給事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
(22) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。	市長が定める額	(23) 登米市新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症対策事業に要する経費に充てる。	市長が定める額
2・3 (略)			2・3 (略)		
第4条～第9条 (略)			第4条～第9条 (略)		

議案第59号関係

登米市公民館条例 新旧対照表

改正案					現 行				
第1条～第18条 (略)					第1条～第18条 (略)				
別表 (第9条関係)					別表 (第9条関係)				
1 施設使用料					1 施設使用料				
施設名称	利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		施設名称	利用区分	使用料 (1時間当 たり)	冷暖房料 (1時間当たり)	
			冷房	暖房				冷房	暖房
迫公民館	研修室	200円	100円	100円	迫公民館	研修室	200円	100円	100円
	集会室	200円	100円	100円		集会室	200円	—	100円
	(略)					(略)			
(略)					(略)				
備考					備考				
1～3 (略)					1～3 (略)				
2 (略)					2 (略)				

議案第60号関係

登米市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。</p> <p>第5条の2～第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2,000円</u>とする。</p> <p>第5条の2～第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者</p>

(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,000
円

イ～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について10,000
円

イ～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について15,400
円

イ～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,000
円

イ～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000

円

イ～カ （略）

第23条の2～第26条 （略）

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,400

円

イ～カ （略）

第23条の2～第26条 （略）

議案第61号関係

登米市南方定住促進センター条例 新旧対照表

改正案				現行		
第1条～第15条 (略)				第1条～第15条 (略)		
別表 (第7条関係)				別表 (第7条関係)		
1 施設使用料				1 施設使用料		
利用区分	使用料 (1時間当たり)	冷暖房料 (1時間当たり)		利用区分	使用料 (1時間当たり)	暖房料 (1時間当たり)
		冷房	暖房			
ミーティングルーム	300円	—	100円	ミーティングルーム	300円	100円
研修室	200円	100円	100円	研修室	200円	100円
調理室	200円	—	100円	調理室	200円	100円
トレーニング兼大集会室	900円	—	500円	トレーニング兼大集会室	900円	500円
備考				備考		
1～3 (略)				1～3 (略)		
2 (略)				2 (略)		

議案第62号関係

登米市東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に基づく準則を定める条例 新旧対照表

改正案				現 行			
第1条～第3条 (略) 附 則 1～4 (略) 別表(第3条関係)				第1条～第3条(略) 附 則 1～4 (略) 別表(第3条関係)			
	区域の範囲	緑地 の面 積の 敷地 面積 に対 する 割合	環境 施設 の面 積の 敷地 面積 に対 する 割合		区域の範囲	緑地 の面 積の 敷地 面積 に対 する 割合	環境 施設 の面 積の 敷地 面積 に対 する 割合
1 種 区 域	登米市迫町北方字東富永1番から3番まで、5番、6番、7番1から7番3まで、8番1、8番2、8番5から8番7まで、10番、41番から48番まで、51番、字川戸沼20番2、24番6、24番8、55番1、55番2、56番1、56番3、59番1、59番2、60番、61番1、61番2及び64番1 <u>登米市迫町北方字大洞72番2、72番4から72番8まで、104番2、104番11、104番14、104番17から104番28まで、105番13、105番15、105番17、</u>	100分 の1 以上	100 分の 1以 上	1 種 区 域	登米市迫町北方字東富永1番から3番まで、5番、6番、7番1から7番3まで、8番1、8番2、8番5から8番7まで、10番、41番から48番まで、51番、字川戸沼20番2、24番6、24番8、55番1、55番2、56番1、56番3、59番1、59番2、60番、61番1、61番2及び64番1 <u>登米市迫町北方字大洞72番2、72番4から72番6まで、104番2、104番17から104番19まで及び104番20</u>	100分 の1 以上	100 分の 1以 上

	<p>105番19、105番21、105番23から105番28まで、106番2、110番1、110番3、113番2、113番4、114番5、122番2、133番、字鼠田6番4、6番6から6番8まで、66番3、66番4及び67番5から67番7まで</p> <p>登米市登米町登米字日野渡颯沢3番2、4番2、16番2、23番2、24番3、25番1、25番2、26番、27番、29番から32番まで、33番1から33番3まで、34番、35番、37番1から37番3まで、38番1、43番3、47番3、48番5、51番4、62番3、63番4、105番2、108番2、109番2、字日野渡蛭沢7番2、9番3、15番2、16番2、19番、20番2、25番9及び203番</p>						
2 種 区 域	<p>登米市迫町佐沼字中江三丁目24番、28番、字中江四丁目5番1、5番3から5番11まで、5番21、5番27から5番31まで、11番1から11番4まで、12番2から12番11まで、12番13から12番16まで、29番から33番まで、39番から41番まで、46番、字中江五丁目4番1から4番20まで、5番1から5番12まで、5番14から5番18まで、9番1から9番15まで、19番から24番まで、26番、字萩洗一丁目1番1から1番12まで、2番1から2番21まで、3番1から3番11まで、4番1から4番6まで、4番10から4番20まで、17番から22番まで、字萩洗二丁目1番1から1番22まで、2番1から2番9まで、3番1から</p>	100分 の5 以上	100 分の 10以 上	2 種 区 域	<p>登米市迫町佐沼字中江三丁目24番、28番、字中江四丁目5番1から5番31まで、11番1から11番4まで、12番2から12番11まで、29番から33番まで、39番から41番まで、46番、字中江五丁目4番1から4番12まで、5番1から5番18まで、9番1から9番15まで、19番24、26番、字萩洗一丁目1番1から1番12まで、2番1から2番18まで、3番1から3番10まで、4番1から4番14まで、17番から22番まで、字萩洗二丁目1番1から1番22まで、2番1から2番9まで、3番1から3番14まで、4番1から4番12まで、5番1から5番10まで、13番から17番まで、字江合一丁目1番1から1番14まで、2番</p>	100分 の5 以上	100 分の 10以 上

<p><u>3番15まで、4番1から4番12まで、5番1から5番10まで、13番から17番まで、字江合一丁目1番1から1番11まで、1番13、1番14、2番1から2番11まで、2番13から2番20まで、3番1から3番7まで及び12番から16番まで</u></p>		<p><u>1から2番20まで、3番1から3番7まで及び12番から16番まで</u></p>	
<p><u>登米市豊里町平林102番3から102番5まで、111番1から111番7まで、111番11から111番13まで、111番15、111番18から111番34まで、111番37、111番38、111番40、111番43、111番45から111番48まで、111番56、111番59、111番61から111番64まで、111番67、111番69、112番1、112番3から112番11まで、113番1から113番3まで、114番2、114番3、114番5、119番1及び119番2</u></p>		<p><u>登米市豊里町平林102番3から102番5まで、111番1から111番8まで、111番11から111番13まで、111番15、111番18から111番34まで、111番37、111番38、111番40、111番43、111番45から111番48まで、111番56、111番59、111番61から111番64まで、111番67、111番69、112番1、112番3から112番11まで、113番1から113番3まで、114番2、114番3、114番5、119番1及び119番2</u></p>	
<p><u>登米市津山町横山字細屋74番1、74番4、74番6、74番10、74番11、90番2、90番8、90番16、90番17、90番19、90番20、90番25、90番26、90番30から90番34まで、138番2、165番及び167番</u></p>		<p><u>登米市津山町横山字細谷74番1、74番4、74番6、74番10、74番11、90番2、90番8、90番10、90番16、90番17、90番20、90番25、90番26、90番30から90番34まで、138番2、165番及び167番</u></p>	
<p><u>登米市南方町長者原180番及び迫町新田字寺志田137番3</u></p>		<p><u>登米市南方町長者原180番及び迫町新田字寺志田137番3</u></p>	
<p><u>登米市南方町雷18番、79番1、80番から84番まで、93番1、95番から98番まで、265番1、265番3、579番1、579番2、580番1、580番2、581番1、581番2、582番1、582番2、583番1から583番3まで、584番1から584番3まで、</u></p>		<p><u>登米市南方町雷18番、79番1、80番から84番まで、93番1、95番から98番まで、265番1、579番から582番まで、583番1、583番2、584番1、584番2、585番1、585番2、586番1、586番2、587番1、587番2、588番1及び588番3</u></p>	

<p><u>585番1から585番3まで、586番1から586番3まで、587番1から587番3まで、588番1、588番3及び588番4</u></p>			
<p><u>登米市南方町実沢43番2、45番1、45番2、45番4、46番、47番及び上平貝209番2</u></p>			<p><u>登米市南方町実沢43番2、45番1、45番2、45番4、46番、47番及び上平貝209番2</u></p>
<p><u>登米市迫町新田字日向95番1、95番2、95番7、95番8、95番10、96番1から96番5まで、97番1、97番2、98番2、103番2、107番、字下十五丸78番1及び78番7から78番10まで</u></p>			<p><u>登米市迫町新田字日向78番1、78番7から78番9まで、95番1、95番2、95番5、96番1、96番2、97番1、97番2、98番2、103番2及び107番</u></p>
<p><u>登米市米山町字桜岡峯前子174番1、174番2、174番4、174番5、210番3、210番5及び211番1</u></p>			<p><u>登米市米山町字桜岡峯前子174番1、174番2、174番4、174番5、210番3、210番5及び211番1</u></p>
<p><u>登米市中田町宝江新井田字加賀野境1番1、字新堀端2番、字堀端53番2、石森字入道坂44番2及び字新野元50番</u></p>			<p><u>登米市中田町宝江新井田字加賀野境1番1、字新堀端2番、字堀端53番2、石森字入道坂44番2及び字新野元50番</u></p>
<p><u>登米市豊里町小口前130番、155番1、156番から166番まで、蕪木67番3、67番6から67番8まで、69番3、85番1、85番4から85番7まで及び105番2</u></p>			<p><u>登米市豊里町小口前130番、155番1、156番から166番まで、蕪木67番3、67番4、68番1、69番3、85番、85番1、85番2、86番、87番、89番、90番1、91番、93番、95番から98番まで、99番1から99番4まで、100番1、100番2、105番1及び105番2</u></p>
<p><u>登米市迫町佐沼字天神前50番、54番、54番2、55番3、55番5、57番1、57番2、58番1、58番4、58番6、61番1、62番1、62番3、63番3、64番1、65番5、65番6、66番6、66番9、67番3、68番4、68番6、69番1、69番7、69</u></p>			<p><u>登米市迫町佐沼字天神前50番、54番、54番2、55番3、55番5、57番1、57番2、58番1、58番4、58番6、61番1、62番1、62番3、63番3、64番1、65番5、65番6、66番6、66番9、67番3、68番4、68番6、69番1、69番7、69</u></p>

番8、69番12、70番、71番1、73番1、73番2、75番1、76番1から76番3まで、77番1、77番2、78番2、78番3、79番、80番、81番1、81番2、81番4から81番9まで、81番13、81番14、83番、84番1から84番4まで、91番1から91番3まで、99番、100番、101番1から101番5まで、102番2、103番、104番、字中江54番2、字中江一丁目2番1から2番5まで、3番1から3番6まで、4番1から4番6まで、5番1から5番15まで、5番17、5番19、5番20、6番1から6番16まで、14番から19番まで、24番、字中江二丁目1番1から1番7まで、2番1から2番13まで、3番1から3番3まで、8番から12番まで、15番、16番、23番及び25番

登米市迫町佐沼字一本杉37番1から37番4まで、37番6、37番7、37番9から37番12まで、39番1、39番2、40番1、40番2、42番1、43番1から43番5まで、44番1、45番1、字北散田46番、47番2、48番から50番まで、51番1、51番2、52番1、52番2、53番2、54番、55番1から55番3まで、55番5から55番8まで、55番10、55番11、59番、60番1、60番2、61番2、61番3、63番1、63番3、64番2、65番3、68番2、69番2、86番、91番1から91番3まで、92番から95番まで、96番1から96番3まで、97番、98番1から98番3まで、99番、100番1、100番3、101番から103番まで、104番1から104

番8、70番、71番1、73番1、75番1、76番1から76番3まで、77番1、77番2、78番2、78番3、79番、80番、81番1、81番2、81番4から81番9まで、81番13、81番14、83番、84番1から84番4まで、91番1から91番3まで、99番、100番、101番1から101番5まで、102番1、102番2、103番、104番、字中江54番2、字中江一丁目2番1から2番5まで、3番1から3番6まで、4番1から4番6まで、5番1から5番18まで、6番1から6番16まで、14番から19番まで、24番、字中江二丁目1番1から1番7まで、2番1から2番13まで、3番1から3番3まで、8番12、15番、16番、23番及び25番

登米市迫町佐沼字一本杉37番1から37番4まで、37番6、37番7、37番9から37番12まで、39番1、39番2、40番、42番1、42番2、43番1から43番3まで、44番、44番1、45番1、46番3、字北散田46番、47番2、48番から50番まで、51番1、51番2、52番1、52番2、53番2、54番、55番1から55番3まで、55番5から55番8まで、55番10、59番、60番1、60番2、61番1、61番2、63番3、64番2、65番3、68番2、69番2、86番、91番1から91番3まで、92番から95番まで、96番1から96番3まで、97番、98番1から98番3まで、99番、100番1、100番3、101番から103番まで、104番1から104番4ま

番4まで、105番から107番まで、109番から113番まで、114番1、114番2、115番1、115番2、116番1、116番2、117番1、117番2、118番、119番1、119番2、120番1、120番2、122番1、122番2、123番、124番1、124番2、125番1、125番2、126番1、127番、129番から133番まで、134番1、135番、136番1、136番2、137番、138番1、138番2、139番、140番、141番1、141番2、142番から144番まで、145番1、145番2、146番、147番、156番から158番まで、169番1から169番4まで、170番1から170番5まで、170番7から170番10まで、170番13、173番1から173番6まで、174番1から174番3まで、175番1から175番6まで、175番8から175番11まで、177番から181番まで、191番、192番、202番から227番まで、228番1から228番3まで、229番1から229番3まで、230番、231番1から231番3まで、232番1から232番3まで、233番1から233番3まで、234番1から234番3まで、235番1から235番3まで、236番1から236番3まで、237番、238番1から238番3まで、239番1から239番3まで、240番1から240番3まで、241番1から241番3まで、242番1から242番4まで、243番1から243番3まで、244番、字散田42番3、42番4、44番3、44番4、52番から54番まで、56番1、56番2、字十五疇114番5、114番24、118番2、137番13から137番17

で、105番から107番まで、109番から113番まで、114番1、114番2、115番1、115番2、116番1、116番2、117番1、117番2、118番、119番1、119番2、120番1、120番2、122番1、122番2、123番、124番1、124番2、125番1、125番2、126番1、127番、129番から133番まで、134番1、135番、136番1、136番2、137番、138番1、138番2、139番、140番、141番1、141番2、142番から144番まで、145番1、145番2、146番、147番、156番から158番まで、169番1から169番4まで、170番1から170番5まで、170番7から170番10まで、170番13、173番1から173番6まで、174番1から174番3まで、175番1から175番11まで、177番から181番まで、191番、192番、202番から241番まで、242番1、242番2、243番、244番、字散田42番3、42番4、44番3、44番4、52番から54番まで、56番1、56番2、字十五疇114番5、114番24、118番2、137番13から137番21まで、137番32、字新待井1番3、字末広1番、9番1、10番1、10番2、26番、29番1、29番2、31番、32番、35番、35番1、36番1、37番1から37番3、38番から41番まで、41番2、42番、44番1、44番2、45番から47番まで、49番、50番、53番1から53番3まで、58番、60番から62番まで、64番、67番、68番、68番2、69番、70番1、70番2、71番、71番1、72番、72番1から72番3まで、

まで、137番19、137番32、139番21、字新待井
1番3、字末広1番、9番1、10番1、10番2、
26番、29番1、29番2、31番、32番、35番、35
番1、36番1、37番1から37番3まで、38番か
ら41番まで、41番2、42番、44番1、44番2、
45番から47番まで、49番、50番、53番1から53
番3まで、58番、60番から62番まで、64番、67
番、68番、68番2、69番、70番1、70番2、71
番、71番1、72番、72番1から72番3まで、73
番、74番、74番1、74番3、75番1、75番2、
76番1、76番2、77番、78番、78番1、78番2、
79番、80番1、80番2、81番、81番1、82番、
82番2、83番、83番1から83番4まで、84番1、
84番2、85番、85番1、86番、87番、88番1か
ら88番3まで、89番、90番、90番1、91番から
93番まで、字寺浦1番1、1番3、1番5、1
番8から1番14まで、1番16から1番26まで、
1番28から1番37まで、1番41から1番47ま
で、1番49から1番59まで、1番61から1番76
まで、2番、5番1、5番3、5番5、6番1、
7番3、7番4、10番1から10番6まで、12番
1、17番5、24番1、24番3、24番4、25番1、
25番3から25番6まで、26番4、26番5、30番
1、30番3から30番5まで、55番、58番2、62
番1、62番2、68番1、68番2、69番1、69番
3から69番6まで、字的場86番、87番1から87
番5まで、88番2、98番1、98番2、100番、

73番、74番、74番1、74番3、75番1、75番2、
76番1、76番2、77番、78番、78番1、78番2、
79番、80番1、80番2、81番、81番1、82番、
83番、83番1から83番4まで、84番1、84番2、
85番、85番1、86番、87番、88番1から88番3
まで、89番、90番、90番1、91番から93番まで、
字寺浦1番1、1番3、1番5、1番8から1
番14まで、1番16から1番26まで、1番28から
1番37まで、1番41から1番47まで、1番49か
ら1番74まで、2番、5番1、5番3、5番4、
5番5、6番1、7番3、7番4、10番1から
10番6まで、12番1、17番5、24番1、24番3、
24番4、25番1、25番3から25番6まで、26番
4、26番5、30番1、55番、58番2、62番1、
62番2、68番1、68番2、69番1、69番3から
69番6まで、字的場86番、87番1から87番5ま
で、88番1、88番2、89番、90番1、90番2、
90番5、90番6、91番1、91番2、92番1、92
番4、93番1から93番5まで、98番、100番、
101番1、102番1、102番4、104番1から104
番3まで、105番、106番1、119番1、119番3、
字南散田225番1、225番2、226番2、226番3、
233番2、235番2、236番2、237番1から237
番4まで、238番から241番まで、241番1、242
番、242番1、243番、243番1、字梅ノ木一丁
目13番から15番まで、19番、21番、字梅ノ木二
丁目1番1から1番28まで、2番1から2番17

101番1、102番1、102番4、104番1から104番3まで、105番、106番1、119番1、119番3、
字南散田225番1、225番2、226番2、226番3、
233番2、235番2、236番2、237番1から237番4まで、238番から241番まで、241番1、242番、242番1、243番、243番1、字梅ノ木一丁目13番から15番まで、19番、21番、字梅ノ木二丁目1番1から1番3まで、1番5から1番28まで、2番1から2番23まで、3番1から3番3まで、4番1から4番7まで、5番1から5番15まで、6番1から6番8まで、7番1から7番13まで、7番15、8番から13番まで、字梅ノ木三丁目9番、13番、14番、16番、字梅ノ木四丁目1番1、1番3から1番21まで、2番1から2番20まで、3番1から3番21まで、4番1から4番7まで、5番1から5番9まで、6番から11番まで、字梅ノ木五丁目1番1から1番17まで、2番1から2番5まで、3番1、3番2、3番4から3番28まで、4番1から4番12まで、4番14、4番15、5番1から5番12まで、6番1から6番7まで、6番9から6番17まで、6番21から6番23まで、7番1から7番3まで、8番1から8番12まで、9番1から9番12まで、10番から17番まで、中田町石森字駒牽82番1から82番3まで、84番2、84番6、84番7、84番10から84番12まで、85番1、85番3、87番、88番1、89番1、89番3、89番4、90番、

まで、3番1、4番1から4番5まで、5番1から5番6まで、6番1から6番8まで、7番1から7番13まで、7番15、8番から13番まで、字梅ノ木三丁目9番、13番、14番、16番、字梅ノ木四丁目1番1、1番3から1番21まで、2番1から2番20、3番1から3番21まで、4番1から4番7まで、5番1から5番8まで、6番から11番まで、字梅ノ木五丁目1番1から1番17まで、2番1から2番5まで、3番1、3番2、3番4から3番26まで、4番1から4番12まで、5番1から5番12まで、6番1から6番9まで、7番1から7番3まで、8番1から8番11まで、9番1から9番12まで、10番から17番まで、中田町石森字駒牽82番1、84番2から84番8まで、85番1、85番2、87番、88番1、89番1、89番3、89番4、90番、91番、91番1、96番1、96番2、97番1から97番4まで、98番、99番1から99番5まで、100番1から100番3まで、101番1、101番2、102番1から102番4まで、106番1、107番1、108番、108番1、110番1から110番5まで、404番2、404番3、404番6、404番7、405番、字南駒牽44番2、45番、51番、字塚崎10番3、11番1から11番4まで、13番1、13番2、14番1、14番5、14番6、17番、字水神木77番18、字本町23番、24番、24番1、25番、25番1、26番1、26番2、27番、28番、37番1から37番3まで、39番1から39番3

91番、91番1、96番1、96番2、97番1から97番4まで、98番、99番1、99番3から99番5まで、100番1から100番3まで、101番1、101番2、102番1から102番4まで、106番1、107番1、108番2、108番4、110番1から110番5まで、404番2、404番3、404番6、404番7、405番、字南駒牽44番2、45番、51番、字塚崎10番3、11番1から11番4まで、13番1、13番2、14番1、14番5、14番6、17番、字水神木77番18、字本町23番、24番、24番1、25番、25番1、26番1、26番2、27番、28番、37番1から37番3まで、39番1から39番3まで、41番、42番、43番1、43番2、44番1から44番3まで、44番5、45番、61番1、63番2から63番6まで、63番10、66番1から66番8まで、68番、68番4から68番8まで、70番、71番1、71番2、71番4、72番1から72番3まで、73番、75番2、89番、89番1、89番2、90番、90番1、90番2、90番4から90番6まで、90番8、90番11、91番1、91番3、92番1から92番6まで、93番1、93番2、94番1、95番1から95番3まで、100番、101番2、136番5、136番6、137番1、170番、171番、字表34番1から34番3まで、34番6から34番9まで、37番1から37番6まで、38番1から38番3まで、39番、40番、41番1、41番2、42番1、42番2、54番から56番まで、57番1、57番3、57番4、58番2、59番1、59番3から

まで、41番、42番、43番1、43番2、44番1から44番3まで、44番5、45番、61番1、63番1から63番6まで、63番9、63番10、66番1から66番8まで、68番、68番4から68番8まで、70番、71番1、71番2、71番4、72番1から72番3まで、73番、75番2、89番、89番1、89番2、90番、90番1、90番2、90番4から90番6まで、90番8、90番11、91番1、91番3、92番1から92番6まで、93番1、93番2、94番1、95番1から95番3まで、100番、100番1、101番2、136番5、136番6、137番1、170番、171番、字表34番1から34番3まで、34番6から34番9まで、37番1から37番6まで、38番1から38番3まで、39番、40番、41番1、41番2、42番1、42番2、54番から56番まで、57番1、57番3、57番4、58番2、59番1、59番3、60番2、65番、66番1、66番2、68番1から68番6まで、68番9から68番12まで、72番1、72番4、72番7、79番、80番、81番、81番2、81番3、82番、82番1、82番2、83番、83番3、84番、85番1、86番1、87番1、87番2、89番2、89番4から89番8まで、89番11、89番12、90番1、90番2、90番4、91番1、91番2、92番、92番1、92番2、93番、93番1、94番1から94番8まで、95番1、95番2、96番1、97番1から97番4まで、98番、98番1から98番3まで、99番1から99番8まで、99番11、100番1、101番1、101番2、

59番5まで、60番2、65番、66番1から66番3まで、68番1から68番6まで、68番9から68番12まで、72番1、72番4、72番7から72番12まで、79番から81番まで、81番2、81番3、82番、82番1、82番2、83番、83番3、84番、85番1、86番1、87番1、87番2、89番2、89番4から89番8まで、89番11、89番12、90番1、90番2、90番4、91番1、91番2、92番、92番1、92番2、93番、93番1、93番2、94番1から94番8まで、95番1、95番2、96番1、97番1から97番4まで、98番、98番1から98番3まで、99番1から99番8まで、99番11、100番1、101番1、101番2、102番、107番1から107番6まで、108番1、110番4、114番、字館9番2、9番3、10番1、10番2、11番1から11番5まで、13番5から13番8まで、13番16、字加賀野一丁目22番11から22番16まで、64番、字加賀野二丁目25番18、25番19、25番22から25番26まで、27番5、28番2から28番4まで、82番、83番、86番、字加賀野三丁目1番1から1番8まで、2番1から2番5まで、3番1から3番4まで、3番7、3番9から3番18まで、3番20から3番27まで、4番1、4番2、5番1から5番17まで、6番1から6番9まで、7番1から7番41まで、8番1から8番10まで、8番12から8番28まで、8番30から8番32まで、8番34、8番36、8番37、9番1から9番22まで、9番23、10番

102番、107番1から107番6まで、108番1、110番4、114番、字館9番1から9番3まで、10番1、10番2、11番1から11番3まで、13番5から13番8まで、13番16、字加賀野一丁目22番11から22番16まで、64番、字加賀野二丁目25番18、25番19、25番22から25番26まで、27番5、28番2から28番4まで、82番、83番、86番、字加賀野三丁目1番1から1番8まで、2番1から2番4まで、3番1から3番7まで、3番9から3番27まで、4番1、5番1から5番5まで、6番1から6番9まで、7番1から7番41まで、8番1から8番28まで、8番30から8番33まで、9番1から9番21まで、10番から16番まで、17番1、18番1、19番、20番1から20番7まで及び21番から28番まで

<u>から16番まで、17番1、18番1、19番、20番1</u> <u>から20番7まで及び21番から28番まで</u>			
<u>登米市迫町新田字前沼149番7、153番3、153</u> <u>番12、154番3、字新茂栗67番1及び67番2</u>		<u>登米市迫町新田字前沼149番7、153番3、154</u> <u>番3及び字仮茂栗仮200番</u>	
<u>登米市中田町上沼字八幡山75番3及び78番</u>		<u>登米市中田町上沼字八幡山75番3及び78番</u>	
<u>登米市米山町字善王寺石神68番、75番2、80番</u> <u>2及び82番2</u>		<u>登米市米山町字善王寺石神68番、75番2、80番</u> <u>2及び82番2</u>	
<u>登米市迫町佐沼字西館下77番1、77番2、81番</u> <u>3及び82番1</u>		<u>登米市迫町佐沼字西館下77番1、77番2、81番</u> <u>3及び82番1</u>	
<u>登米市中田町上沼字境前14番2、15番1、16番</u> <u>1及び16番8</u>		<u>登米市中田町上沼字境前14番2、15番1、16番</u> <u>1及び16番8</u>	